

ふたば便り

ふたば税理士法人

2010年5月号 (Vol. 93)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 ｷﾀﾊﾞﾙ 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

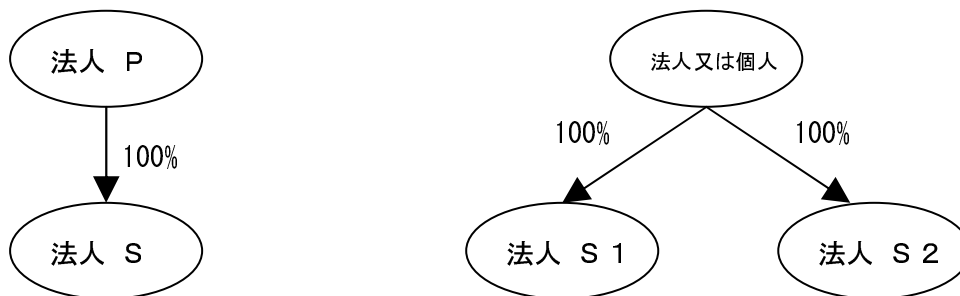
◆グループ法人税制◆

今年3月に国会を通過した平成22年度税制改正ですが、今月はその中で特に注目したい、グループ法人税制についてとりあげてみたいと思います。

グループ法人税制

100%資本関係のある会社同士をひとつのグループとみなすグループ法人税制が創設されました。これと似た制度で連結納税制度というものが以前からありましたが、連結納税制度が選択制だったのに比べ、今回のグループ法人税制は要件に合致する企業グループすべてに強制適用となる点に注意が必要です。

【適用される企業グループ】



【具体的な取り扱い】

上記の法人Pと法人S、あるいは法人S1と法人S2の間の取引について、次のような取り扱いがなされます。

グループ内で行われた資産の売買から発生する売却損益をなかったものとする

グループ内で行われた寄付はなかったものとする

その他

100%資本関係のある会社を一体とみることで課税の公平性を図る趣旨ですが、これを利用した節税策もすでにいくつかとりあげられています。たとえば、グループ内の会社で資産を売却、あるいは寄付してもそこに課税関係が発生しないことを利用し、株価の高い会社から株価の低い会社へ資産を移すことによって株価を操作し、相続税や事業承継の対策として利用するという手法です。

ただし、**グループ法人税制の適用は原則として平成22年10月1日以後となっていますので、それまでにこうした節税策を封じ込める対策がとられる予定**ですので、今後の動きに注目です。

皆様連休はいかが過ごされましたか？ 旅行された方はお天気も良くて、素敵な思い出をつくられたことでしょうか！私はといえば、忙しさにまけて家の中を「わやわや」にしていたので、これを少しずつ片付けていましたが、一日だけ息抜きに、最近オープンした富良野マルシェとカンパナ六花亭に行ってきました。どちらのお店も楽しくて、特に富良野マルシェは食べもの屋台（ブースと言わなきゃだめかしら）だけじゃなく、富良野特産品や、野菜苗なんかも売っていて、ちょっとおしゃれなお祭り会場といった感じ。なんとなくワクワクして、用がなくてもぶらぶら。好きですね～。あの感じ。またお天気の良い日にぶらっと行きたいと思います。 康

